

平成22年度苦情申出一覧表(3/8)

	(H22) 苦情1	(H22) 苦情2
申出人	A	A
申出日	平成22年4月6日	平成22年4月9日
実施機関	知事(政策法務課)	知事(知事室、総務課及び農村振興課)
苦情の内容	<p>1、2年近くも異議申立てを放置 不法行為の隠ぺいのためのイヤガラセ</p> <p>2、H22、4、1付政法2426号-1で存在しないH22、5、1付で提起した異議申立てがあったとエープリフルで許されるからとイヤガラセ 公費のムダ使いをしてイヤガラセ</p>	<p>異議申立てから約2年経過して決定書がきた H22、4、5知5358号 H22、4、6総1892号 H22、4、5農振1166号</p> <p>何故時間がかかったのか不明である 不都合なことは、問題の先送り 意見照会の手続きが明文化されていない(処理方法、処理期限が不明である)</p>
調査委員	井上委員、桑波田委員	井上委員、桑波田委員
調査の状況	平成22年7月23日(申出人口頭調査)	平成22年7月23日(申出人口頭調査)
	平成22年9月10日(実施機関回答書受付)	平成22年9月7日(実施機関回答書受付)
		平成22年9月9日(実施機関回答書受付)
苦情処理部会 審議状況	平成22年6月10日(処理方針の検討)	平成22年6月10日(処理方針の検討)
	平成22年10月1日(処理結果の検討)	平成22年10月1日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成22年10月29日	平成22年10月29日
処理結果	<p>1 「平成20年」と記載すべきところを「平成22年」という記載になっている部分については、実施機関が記載を誤ったものであると推認され、申出人が主張するような意図的に行ったものではないと認められる。しかし、文書の施行とは、決定された県の意思を文書により外部に表示するものであるから、文書の施行に当たっては、内容に誤りがないよう十分留意した上で行うことが必要であり、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p> <p>2 申出人が主張する「2年近くも異議申立てを放置」という事実は確認できず、実施機関の事務処理に特段不適正な点は認められない。</p>	<p>1 農村振興課の事務処理については、故意に隠ぺいしたり、放置したものではないという実施機関の説明に特段不自然な点はないと認められる。しかし、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱に定める事務の取扱いを十分理解していなかったことにより、意図的に行ったものではないにしても、結果として一時的に放置してしまったという事実が生じ、異議申立てに対する決定が遅滞してしまったものであり、不適正な事務の処理であり、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p> <p>2 総務課及び知事室の事務処理については、申出人が主張する「誰かが止めていて放置している」という事実は確認できず、実施機関の事務処理に特段不適正な点は認められない。</p>

平成22年度苦情申出一覧表(4/8)

	(H22) 苦情3	(H22) 苦情4
申出人	A	A
申出日	平成22年4月27日	平成22年5月6日
実施機関	知事(農村振興課)	知事(農村振興課)
苦情の内容	<p>故意に対象文書を特定しようとして却下目的の補正要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス欠落(情報隠し含む) ・情報公開センター窓口で農振が特定できるとして受理しても補正要求 ・農振〇〇さんが特定できる表現であるとしながら別の職員が特定できないとしている。 ・対象文書のリストも示さず、件名を示せとしている。 ・支出伝票を故意に特定しない(まずい文書は隠す) 	<p>1、H22、4、22付農振131号の補正要求の補正で故意にリスト添付モレ</p> <p>2、H22、4、30付農振173号で対象文書リスト漏れ</p> <p>故意に情報隠し</p>
調査委員	伊藤委員、佐藤委員	伊藤委員、佐藤委員
調査の状況	平成22年8月19日(申出人回答書受付)	平成22年8月19日(申出人回答書受付)
	平成22年8月31日(実施機関回答書受付)	平成22年8月31日(実施機関回答書受付)
	平成22年9月21日(実施機関回答書受付)	
苦情処理部会 審議状況	平成22年6月10日(処理方針の検討)	平成22年6月10日(処理方針の検討)
	平成22年10月1日(処理結果の検討)	平成22年10月1日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成22年10月29日	平成22年10月29日
処理結果	<p>1 情報公開窓口の総合窓口において、「開示請求する行政文書の件名が記載されているかどうか」又は申出人が「知りたい情報の内容が、行政文書を特定できる程度に具体的に記載されているかどうか」確認し、申出人の主観に基づく部分があり行政文書の特定が困難であると判断した場合には、開示請求の内容を正確に担当課(所)に連絡し、対応すべきであり、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p> <p>2 実施機関において、行政文書開示請求書の記載内容からは開示請求に係る行政文書を特定することができなかつたため、条例第7条第2項の規定により補正を求めたものと認められ、「却下目的の補正要求」とは認められず、適切な事務処理であったと認められる。</p> <p>3 本事案に係る行政文書開示請求書の記載内容から行政文書の特定は困難であるが、「支出伝票を含む」との記載から、平成22年4月22日付け農振第131号で補正を求めたときに、記載内容に関連する行政文書名として千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る支出負担行為支出伝票についても例示することがより適切であり、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p>	<p>1 本事案に係る行政文書開示請求書の記載内容から、該当すると考えられる行政文書の名称等が記載されている行政文書目録等を示すことは困難であると認められ、平成22年4月22日付け農振第131号に千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る行政文書のリストを添付すべきとは認められず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められない。</p> <p>2 平成22年4月30日付け農振第173号には、申出人の求めに応じて平成17年度から平成21年度までの千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る行政文書のリストを添付していること及び本事案に係る行政文書開示請求書の記載内容から、平成22年4月30日付け農振第173号に平成22年度の千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る行政文書のリストを添付すべきとまでは認められず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められない。</p>

平成22年度苦情申出一覧表(5/8)

	(H22) 苦情5	(H22) 苦情6
申出人	A	A
申出日	平成22年5月6日	平成22年6月7日
実施機関	知事(総務課)	知事(総務課、市町村課、健康福祉指導課及び農村振興課)
苦情の内容	都合の悪い文書の保存期間を故意に短くして証拠となる文書を故意に破棄をかくさく H20、5、30付総357号 文書保管の規定が守られていない。 異議申立ての答申や意見が戻ってくるまでに異議申立て関係の書類を破棄することが常習となっている	情報公開の異議申立ての決定書の保存期間が守られていない 10年保存を1年や3年や5年保存としている 1、県職員に都合の悪い公文書を故意に破棄できるよう 1 県職員に都合の悪い公文書を故意に破棄できるよう 2、情報公開センターから各課へ配布している「情報公開事務の手引き」が有効に利用されていない。
調査委員	菅野委員、澤田委員	菅野委員、澤田委員
調査の状況		
苦情処理部会 審議状況	平成22年6月10日(処理方針の検討) 平成22年10月1日(処理結果の検討)	平成22年6月10日(処理方針の検討) 平成22年10月1日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成22年10月29日	平成22年10月29日
処理結果	<p>1 行政文書管理規則別表には「訴訟及び行政不服審査に関する文書」という規定があり、平成20年5月30日付け総第357号の起案用紙の写しは行政不服審査に関する文書であるから、その保存期間は軽易なものでも5年としなければならず、実施機関の設定した保存期間は適当とは認められないため、その事務は不適正なものである。</p> <p>2 なお、実施機関においては、苦情の申出書を受けたことから本件文書の保存期間を10年に訂正していることが確認された。</p> <p>3 また、実施機関では、平成10年度以降の開示請求に係る異議申立てに関する文書について、廃棄されることなく規則で定める保存期間の保管がなされていることが確認されたため、申出書に記載された「都合の悪い文書の保存期間を故意に短くして証拠となる文書を故意に破棄をかくさく」という事実については認められないが、申出人にそのように受け止められても仕方のない事務処理であり、今後は十分注意されたい。</p> <p>4 実施機関の行った事務は適正であるとは認められないため、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p>	<p>1 行政文書管理規則別表には「訴訟及び行政不服審査に関する文書」という規定があり、異議申立てに係る決定書の保存期間が10年となっていない決定文書は行政不服審査に関する文書であるから、その保存期間は軽易なものでも5年としなければならず、実施機関(総務課、健康福祉指導課及び農村振興課)の設定した保存期間は適当とは認められないため、その事務は不適正なものである。</p> <p>2 なお、苦情の申出書を受けたことから総務課、健康福祉指導課及び農村振興課においては、本件文書の保存期間を10年に訂正していることが確認され、市町村課においては、改めて本件文書の保存期間について検討した結果、保存期間を10年に修正したとのことである。</p> <p>3 また、総務課では平成10年度以降、健康福祉指導課では平成11年度以降の開示請求に係る異議申立てに関する文書について、廃棄されることなく規則で定める保存期間の保管がなされていることが確認されたため、申出人の「都合の悪い公文書を故意に破棄できるよう10年保存」という主張は認められない。</p> <p>4 一方、農村振興課においては本件文書以前に開示請求に係る異議申立てがなされていないことから、上記と同様には文書を確認することができないが、本件文書は情報公開に関する文書であるとの認識から、他の情報公開に関する文書とともに保存期間を1年に設定したとのことである。</p> <p>5 しかし、これらの事務処理は申出人が主張するように受け止められても仕方のないものであり、今後の事務処理については十分注意されたい。</p> <p>6 実施機関(総務課、健康福祉指導課及び農村振興課)の行った事務は適正であるとは認められないため、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p>

平成22年度苦情申出一覧表(6/8)

	(H22) 苦情7
申出人	A
申出日	平成22年6月14日
実施機関	警察本部長(広報県民課)
苦情の内容	<p>開示請求を同センターの窓口で請求書を提出すると2時間かかる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当所属の担当者が条例がよくわからないと言っている ・何かと時間をかけすぎる。 ・担当者会議で情報公開の事務取扱要綱を県警職員全員に徹底するようにしていない(条例を理解しないで仕事をしている)
調査委員	井上委員、橋本委員
調査の状況	<p>平成22年7月23日(申出人口頭調査)</p> <p>平成22年9月10日(実施機関回答書受付)</p>
苦情処理部会 審議状況	平成22年10月1日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成22年10月29日
処理結果	<p>1 申出人は実施機関に対し不正会計処理がわかる書類の一覧表を示すよう求め、証拠書類目次及び経理問題特別調査に係る追加調査の様式1(需用費に関する調査票)を提供することができると思われる。証拠書類目次は不正会計処理だけでなく、適正に行われた会計処理についても簿冊に付され、実施機関が申出人に対しこれを提供したとしても、行政文書の特定に資したとはいえない。追加調査の様式1に記載された内容は、平成21年12月18日の経理問題特別調査結果報告書【追加調査分】の公表に向けて調整を図っていた行政文書であり、開示請求書の提出があった時点では、追加調査の様式1を提供することができなかったとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。</p> <p>2 担当所属である会計課ではなく総合窓口である広報県民課で、行政文書を特定できる程度に把握できるまで、請求書を受け付けなかったことから受け付けるまでに時間を要したという苦情については、速やかな開示決定等を図り申出人の利便に資するため、担当所属長の職員の立会いのもと協力を得て、総合窓口で受付を行っており、実施機関の事務は適正であると認められる。</p> <p>3 実施機関が、「条例がよくわからない」等と発言したという苦情については、申出人及び実施機関の説明は異なり、当該説明以外に当該事実を確認することはできないため、部会でどちらの説明によるともいえない。申出人に対しこのように受け止められる発言があったとすれば問題であり、実施機関は発言に注意するようにされたい。</p> <p>4 その他の苦情については、申出人及び実施機関の説明は異なり、当該説明以外に事実を確認することはできないため、苦情処理調査部会でどちらの説明によるともいえない。部会で判断できることは、この苦情は、申出人及び実施機関で意思の疎通が十分に図られなかったため申出があったと考えられることであり、申出人及び実施機関は十分に意思の疎通を図るよう努められたい。</p>

平成22年度苦情申出一覧表(7/8)

	(H22) 苦情8	(H22) 苦情9	(H22) 苦情10
申出人	A	A	A
申出日	平成22年6月21日	平成22年8月9日	平成22年8月24日
実施機関	警察本部長(広報県民課)	知事(県民生活課)	知事、教育委員会、企業庁長及び警察本部長
苦情の内容	<p>本部長の個人の名前の記載を強要 不要な本部長名(個人名)の記載しないと収受しないと強要 個人名を記載させるのは上から目線(知らせめず与らしむべしの対応)</p>	<p>不開示部分を黒塗りせず白塗り(H22、7、28付県生402号) マスキング方法が県生だけ白塗り(コピーすると何も写らない) 何を不開示にするのか不明となる。(白塗りだと情報があるのかないのか不明である)</p>	<p>支出負担行為支出伝票を開示するとき起票日と伝票番号を特定せず決定通知書発行 異議申立てができないよう故意に決定通知の際知らせない 知る権利の侵害 20件あるなら20件のリストアップがない</p>
調査委員	井上委員、橋本委員	伊藤委員、藤井委員	菅野委員、大田委員
調査の状況	<p>平成22年7月23日(申出人口頭調査) 平成22年9月10日(実施機関回答書受付)</p>	<p>平成22年10月22日(実施機関回答書受付) 平成22年11月12日(実施機関回答書受付)</p>	<p>平成22年10月18日(申出人口頭調査)</p>
苦情処理部会 審議状況	平成22年10月1日(処理結果の検討)	平成22年12月20日(処理結果の検討)	平成22年12月20日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成22年10月29日	平成23年1月19日	平成23年1月19日
処理結果	<p>申出人及び実施機関の説明は異なり、当該説明以外に当該事実を確認することはできないため、当該部会でどちらの説明によるともいえない。申出人に対しこのように受け止められる発言があったとすれば問題であり、実施機関は発言に注意するようにされたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務取扱要綱では、不開示部分と開示部分とが同一ページに記録されているときにおいても、開示請求者に不開示部分があることを説明するなどして明確に示す趣旨であると解することが相当である。 2 実施機関が作成した開示を実施するための行政文書の写しでは、不開示情報が記録されている箇所が識別できない部分がある。 3 閲覧しただけでは不開示情報が記録されている箇所が識別できない部分について、実施機関は申出人に説明を求められてから当該箇所を示していることから、実施機関が行った不開示情報が記録されている箇所が識別できない事務の処理は適正を欠くものである。 4 したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮に他の支出負担行為支出伝票と差し替えられたとしても、差し替えられた当該伝票には、開示請求書に記載された事項とは違う情報が記載されているため、その判別は容易に行えると考えのが相当であり、実際に開示するとき、件数だけでは別の書類と差し替えることも可能であり、特定が不十分であるとの申出人による主張は認められない。 2 しかしながら、実施機関の過大な負担とならない程度において、当該伝票等が区別されるような決定通知書への記載がされれば、開示請求者にとってはわかりやすい通知書になるとともに、申出人が抱いたような疑念も払拭されることが考えられ、また、実施機関にとっては特定した伝票等を確認しやすくなるなど、このような苦情もなくなるなど、双方にメリットが生じるものと考えられる。よって、今後の情報公開の推進という観点からも、実施機関においては開示請求の対象となる行政文書の性質等に応じ、決定通知書へのわかりやすい記載の仕方の検討等を求めるものである。

平成22年度苦情申出一覧表(8/8)

	(H22) 苦情11
申出人	A
申出日	平成22年8月24日
実施機関	知事(政策法務課)
苦情の内容	<p>不正会計処理の支出負担行為支出伝票に關与した県警職員名を故意に公表しないよう違法な規則を適法としている 推進会議事務局の政策法務課が不正会計処理の再発防止をうやむやにしようとしている H14、1、25付文発24号で「不正会計処理の財務会計上の行為をした職員名を原則不開示とする」としていないのに職員名を公表しない。地方自治法15条で規則は法令に反しないこととされているから同法の住民監査請求が受理されないようにすることは許されない。</p> <p>1 警察職員を定める規則に規定する警察職員について住民監査請求したいが、開示を請求した場合、同規則に規定する警察職員の氏名は不開示とされ、住民監査請求することができないので、同規則は違法である。</p> <p>2 実施機関は、同規則に規定する警察職員の氏名が記録された行政文書を保有していないから、同規則を定めることはできない。</p> <p>3 特例条例に基づく警察職員を定める規則を定める際に、実施機関が警察本部長に照会して警察職員(警部補及び同相当職以下)の氏名を原則不開示とすることについての回答があったものである。警察職員を定める規則を定める際に、同様の措置をとっておらず手続がおかしい。</p> <p>4 当該回答は、捜査上の行為及び財務会計上の行為を分けていない。</p>
調査委員	井上委員、桑波田委員
調査の状況	<p>平成22年11月19日(申出人口頭調査)</p> <p>平成22年12月14日(実施機関回答書受付)</p> <p>平成22年12月14日(第三者回答書受付)</p>
苦情処理部会 審議状況	平成22年12月20日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成23年1月19日
処理結果	<p>1 職員等の指定が住民監査請求の法定の要件の1つであるが、職員措置請求書様式に職員の氏名が記載されているかどうかで、当該要件を満たしているかどうかを判断するよりは、監査委員が説明するように、請求の内容により当該要件を満たしているかどうかを判断する方が合理的であり、当該説明に不合理な点は認められない。</p> <p>2 情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則に規定する警察職員の氏名を職員措置請求書様式に記載しない場合、補正を求めて却下すると監査委員事務局が発言しているという苦情については、申出人は発言があったと説明し、実施機関は発言がなかったと説明する。このように申出人及び実施機関の説明は異なり、当該説明以外に当該事実を確認することはできないため、苦情処理調査部会でどちらの説明によるともいえない。</p> <p>3 警察事務には特殊性があり、ほかのすべての都道府県において、警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名は不開示とする取扱いがされているという理由から同規則は違法な規則ではないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。</p> <p>4 千葉県報を確認したところ、千葉県規則で定めることを内容とする条例を議決を経て実施機関が公布しており、同条例の委任に基づいて警察職員を定める規則を公布しているものと認められ、実施機関の説明に不合理な点は認められない。</p> <p>5 文発第24号その他これに類する書面を徴しなければならないという法令の規定はないことを確認した。また、警察本部長に警察事務の特殊性及び全国の斉一性は変わっていないと確認した上で、警察事務の特殊性に変化はないと認められること及び全国の都道府県の状況を調査した結果、全国の斉一性を保つ必要性はなくなっていないと認められたことから、特例条例に基づく警察職員を定める規則を定めた取扱いと同じく警察職員を定める規則を定めた実施機関で判断し、改めて書面を求めなかったことは不合理ではない。</p> <p>6 「財務会計上の行為」という観点に限って警察職員を定める規則を考えたとしても、会計職員であっても警察事務の特殊性から、警察職員を定める規則を定めているものであるとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。</p>

平成22年度苦情申出一覧表(9/8)

	(H22) 苦情12	(H22) 苦情13
申出人	B	A
申出日	平成22年9月14日	平成22年11月9日
実施機関	知事(政策法務課)	知事(建築指導課及び安房地域整備センター)
苦情の内容	<p>今回は情報公開より交付をするから送金してほしい申請書が送られたものですが、文字が小さすぎてよく見えません。センターへ行ってこの文章を見せて訴えましたが、2～3人の人が寄ってヒソヒソ話をしながら笑っていただけでした。私は公開はしませんでした。今苦情を言って訴えます。私にはイヤがらせとしか思えません。誰の指示でこれを送付したのか？それとも精神的病いを持った変人がいたのか？上司は何を見ているのか？このような情報公開センターがあってはならない。県民を代表して苦情を申し込みます。</p>	<p>対象文書を特定しない いんぺいのため対象文書を特定しない ・建、〇〇さんが勝手な解釈をしてくれようとした(11/9) ・不明な場合内容で記載するときちゃんと対象文書を特定しない。</p>
調査委員	伊藤委員、佐藤委員	菅野委員、澤田委員
調査の状況	<p>平成22年11月25日(実施機関回答書受付) 平成22年11月29日(実施機関回答書受付)</p>	
苦情処理部会 審議状況	平成22年12月20日(処理結果の検討)	
処理結果通知	平成23年1月19日	
処理結果	<p>1 行政文書の名称等が記載された「行政文書等の写し等の交付申請書」については、本件担当職員が、申出人の負担軽減を考慮し、さらに決定通知書との齟齬がないようにと考え、決定通知書の「行政文書の件名」を縮小コピーし、貼り付けて作成したものであるとのことであり、本件に限らず、場合により同様に行っているということから、申出人に対して嫌がらせを意図的に行ったものではないという実施機関の説明に特段不自然な点は認められない。苦情処理調査部会で当該申請書を見分したところ、当該申請書の「行政文書等の名称」欄は、他の記載に比べかなり小さな文字で記載されており、判読できないとまではいえないものの、実施機関が記載し送付する文書としては、申出人への配慮を欠くものであったといわざるをえず、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p> <p>2 申出人が総合窓口において当該申請書について訴えた際の「2～3人の人が寄ってヒソヒソ話をしながら笑っていただけであった」との主張については、当時の状況が不明であり詳細についてはわからないということであり、事実を確認することはできないため、当部会で判断できない。</p>	

平成22年度苦情申出一覧表(10/8)

	(H22) 苦情14	(H22) 苦情15	(H22) 苦情16
申出人	A	A	A
申出日	平成22年11月9日	平成22年11月26日	平成22年11月30日
実施機関	知事(安房農林振興センター)	監査委員(調整課及び監査課)	知事(安房地域整備センター)
苦情の内容	<p>異議申立ての決定による開示決定の方法がでたらめである 政法〇〇さんが手続きを理解していない。 ・再決定にも教示で異議申立てをしてから裁判としている。 ・異議申立ての決定後の決定通知書の書式がきちんと制定していない ・文書番号がダブっていた。(再決定と異議申立ての決定)</p>	<p>保有していないという情報開示を求めたが、故意に決定通知書を発行しない 10日以内に決定通知が発行できるのに12月定例県議会で追及されないよう不作為 H22、11、9付受付915番で知事部局総務課と同時に同一内容で請求したが、総務課がH22、11、18付で不開示決定している。</p>	<p>H22、10、20安整949号西条幼稚園分 頁を記入しなければならぬのにしなかったことを隠すために拡大コピーして閲覧させた 不法行為の隠ぺい 建築基準法が改正され構造計算書の通し頁が記入されなければならなくなった。確認申請書の不備または差し換えを隠すため、頁が写らないように拡大コピーし閲覧させた</p>
調査委員	井上委員、橋本委員	伊藤委員、藤井委員	菅野委員、柳瀬委員
調査の状況			
苦情処理部会 審議状況			
処理結果通知			
処理結果			